

高浜町地域見守り活動って？

あなたは職場の日常的な業務の中で、地域の方々のいつもと違う気がかりなことを見た・感じたことはありませんか。また、そのことを放っておいても良いかどうか、悩んだりしたことがありますか。

役場や民生委員等も、支援が必要な方へは定期的に訪問や連絡を取っていますが、決して全ての方の見守りが出来ている訳ではありません。皆さんの、日常業務で気づいた異変を教えてください。

例えば)

○ 郵便物、新聞等が何日もポストにたまっている。



○ 長い間、顔を見かけない。



○ 怒鳴り声をする。子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる。



○ 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。



○ 身体にあざがある。あざについて話したがらない。



○ 最近知らない人が出入りしている。



※ その他、下記のようなケースがあります

- ・ 何度訪問しても応答がない。
- ・ 夜になっても家に明かりがつかない。
- ・ ゴミが放置されていたり、部屋から変な臭いがする。
- ・ いつも同じ服を着ており、汚れている。
- ・ 通帳や印鑑をなくすことが多くなった。
- ・ 言動や行動が不安定である。
- ・ 家に帰らず、不自然な時間に外にいる子どもがいる。

こんな方が対象者です

高齢者 、 障がい者 、
乳児・幼児・児童 、
妊婦 、
虐待を受けている方
など

等々です。

※この活動は、あくまで見守り活動の一環であり、行政が介入し、問題を解決するものではありません。連絡を受けてもすぐに解決できない場合がありますので、ご注意ください。

【 もし異変に気づいたら 】

異変の 発見	緊急性（有）
	緊急性（無）



消防 1 1 9
警察 1 1 0



所属事業所の長に報告して下さい



電話等で
連絡をお願いします

地域包括支援センター

TEL 7 2 - 6 1 2 0

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

時間外については、メールや郵便にてご連絡ください ※緊急時は、消防・警察へ

※ 高齢者・児童・乳幼児・虐待等、それぞれ事案に応じ行政機関が必要な支援・対応を行います

見守り活動を行うことの事業所のメリットは？

今まで気になっていた人、今後気になった人が出た場合、事業所やその従業員等の方がどうしようか悩んだりする必要がありません。

（※ 連絡をいただいても、行政機関で解決できない問題もあることをご承知ください。）

連絡をしたことで責任が問われたりしないのか？

この活動を通じ連絡をいただいた内容（誰が・何を報告した等）は、原則として誰かに漏れることはありません。なお、活動を通じ連絡を入れたことで責任を負うことはありません。また、活動を行うことができなかった場合においても、それによって生じた問題においても責任を負うことはありません。

この活動について不明な点は

地域包括支援センター TEL 7 2 - 6 1 2 0 まで ご連絡ください。